

選定療養費について

紹介状なく受診される患者さまの負担金「選定療養費」について

「選定療養費」とは国が定めた制度です

健康保険法(厚生労働省)により、「初期診察は地域の医院・診療所などの“かかりつけ医”で行い、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という医療機関の機能分化と医療連携を推進するために定められた制度です。限られた医療資源の有効活用、大病院の混雑緩和など、医療の合理化をはかることを目的としています。

2025年4月1日から地域医療支援病院の指定を受け
「選定療養費」の金額が変わります

□ 初診時 選定療養費…7,700円(税込)

- 紹介状なしで受診されるとき。

以下の場合、初診として取扱い、初診時選定療養費をご負担いただきます

- 他の保険医療機関などから紹介状をお持ちでなく、当院に初めて受診される場合。
- 以前に受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び受診される場合。
※疾患によっては最終来院日より受診間隔が開くと中止と判断される場合もあります。
- 患者様が任意に診療を中止して1ヶ月以上経過後、改めて受診される場合。

「初診時選定療養費」のお支払いが不要になる場合

- 他の医療機関からの紹介状をお持ちの場合。
(記載日から3ヵ月過ぎたもの、接骨院・整骨院からの紹介状はのぞく)
- 救急搬送で受診された場合。
- 公費負担医療対象の場合(こども医療・ひとり親医療はのぞく) など

※公費負担医療とは、生活保護法、特定医療費(指定難病)、更生医療、育成医療、精神通院医療、特定疾患、小児慢性特定疾患、原爆医療、福祉医療費などが対象になります。

□ 再診時 選定療養費…3,300円(税込)

- 当院が他の医療機関に対して、文書による紹介を行なったにもかかわらず、ご自身の判断で引き続き当院を受診される場合に、通常の医療費とは別に受診の都度ご負担いただきます。

身近な、かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医の紹介状があれば、「選定療養費」は不要です。
紹介状のない初診患者さんにはご不便をお掛けする場合があります。
ご理解賜りますようお願いいたします。



社会医療法人 景岳会

南大阪病院